

定 款

一般社団法人ドローン操作技能認定協会

令和元年 8 月 2 1 日作成

一般社団法人ドローン操作技能認定協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ドローン操作技能認定協会と称し、英語ではAerialCaresAssociationと表記する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

(目的)

第3条 当法人は会員相互の協力により、ドローン（無人航空機）を活用したビジネスを志すパイロットに対し、操作技能の維持と向上のためにガイドラインを定め、人材育成および環境整備に努めることにより、ドローン（無人航空機）による作業を必要とする市場における経済発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 ドローン（無人航空機）操作におけるガイドラインの策定と管理
- 2 ドローン（無人航空機）操縦者の操作技能の認定活動
- 3 ドローン（無人航空機）を用いた応用技術の研究開発支援
- 4 ドローン（無人航空機）の調査研究の受託と実施
- 5 ドローン（無人航空機）の国内外への普及に資する視察、イベント、セミナーの企画開催
- 6 ドローン（無人航空機）の操作技能の維持と向上のための飛行場の運営
- 7 ドローン（無人航空機）関連の事業を行う個人、団体、企業等の支援
- 8 ドローン（無人航空機）関連の事業を行う諸機関等との情報交換
- 9 その他当法人の目的達成に必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第2章 社 員

(会員の種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために、入会した個人または団体

(入会)

第6条 正会員を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 会員となるには、理事会が別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員が同意したとき

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会から一週間前までにその旨を通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則または社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名または名称および住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額またはその規定
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定める事項

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は社員総会ごとにしなければならない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項3理事または監事を選任する議案をするに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議および報告の省略)

第21条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および出席した理事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

3 理事のうち、2名以内を副理事長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事、1名を事務局長とすることができる。

(役員を選任等)

第24条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および事務局長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人またはその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならないものとする。監事についても同様とする。

(理事の職務権限)

第25条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 5 事務局長は、当法人の事務局業務を執行する。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

5 理事または監事は、任期の満了または辞任により退任した後も、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し議決前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(報酬等)

第29条 役員報酬、賞与その他職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

2 理事に対しては、費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除または限定)

第31条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）または監事（監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事および当法人の使用人でないものに限る。）または監事との間で、同法第111条の行為による損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第32条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行う為に要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第33条 顧問は、理事長の諮問に答え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事、常務理事および事務局長の選定および解職

(招集) 第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたときまたは理事長に事故あるときは、出席した理事の中からこれを定める。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

(議事録)

第40条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事および監事は、前項の議事録に署名または記名押印する。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第42条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第43条 当法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、3か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第44条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第7章 事 務 局

(設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

- 3 事務局長は理事とする。
- 4 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。第8章定款の変更、解散および清算

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益法人または国若しくは地方公共団体または学校法人に贈与する。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年7月31日までとする。